

# 長期優良住宅 豊中市手数料一覧

令和4年2月20日から

## 1. 当初計画認定申請(長期優良住宅法第5条)

○住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の規定による当該申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの確認書もしくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えて認定申請する場合(あらかじめ長期使用構造等であることの確認を行った場合)

建築物の床面積の合計		新築	手数料	増改築	手数料
一戸建て住宅又は併用住宅			13,000円		17,400円

建築物の床面積の合計		新築	手数料	増改築	手数料
共同住宅等	500㎡以下		21,300円		29,600円
	500㎡超 1,000㎡以下		35,300円		49,900円
	1,000㎡超 3,000㎡以下		55,200円		77,000円
	3,000㎡超 5,000㎡以下		97,500円		136,400円
	5,000㎡超 10,000㎡以下		163,400円		228,000円
	10,000㎡超		279,700円		387,200円

○あらかじめ長期使用構造等であることの確認を行っていない場合

建築物の床面積の合計		新築	手数料	増改築	手数料
一戸建て住宅又は併用住宅			73,600円		108,700円

建築物の床面積の合計		新築	手数料	増改築	手数料
共同住宅等	500㎡以下		130,000円		192,700円
	500㎡超 1,000㎡以下		207,000円		307,300円
	1,000㎡超 3,000㎡以下		408,100円		606,300円
	3,000㎡超 5,000㎡以下		730,000円		1,085,000円
	5,000㎡超 10,000㎡以下		1,255,000円		1,865,500円
	10,000㎡超	2,323,700円	3,453,000円		

併用住宅とは、住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分からなる一戸建ての住宅で、床面積の合計のうち住宅以外の用途に供する部分の床面積が50㎡以下のものをいう。

2. 変更計画の認定申請(長期優良住宅法第8条第1項)

○住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の規定による当該申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの確認書もしくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えて認定申請する場合(あらかじめ長期使用構造等であることの確認を行った場合)

建築物の床面積の合計		新築	手数料	増改築	手数料
一戸建て住宅又は併用住宅			1,900円		2,700円

建築物の床面積の合計		共同住宅等	新築	手数料	増改築	手数料
500㎡以下				3,700円		5,600円
500㎡超 1,000㎡以下				6,500円		9,900円
1,000㎡超 3,000㎡以下				9,500円		14,300円
3,000㎡超 5,000㎡以下				17,500円		26,300円
5,000㎡超 10,000㎡以下				29,800円		44,800円
10,000㎡超				49,300円		74,100円

○あらかじめ長期使用構造等であることの確認を行っていない場合

建築物の床面積の合計		新築	手数料	増改築	手数料
一戸建て住宅又は併用住宅			12,700円		18,900円

建築物の床面積の合計		共同住宅等	新築	手数料	増改築	手数料
500㎡以下				23,300円		35,100円
500㎡超 1,000㎡以下				37,700円		56,600円
1,000㎡超 3,000㎡以下				73,800円		110,900円
3,000㎡超 5,000㎡以下				134,500円		201,800円
5,000㎡超 10,000㎡以下				233,800円		350,800円
10,000㎡超		431,600円	647,500円			

変更の内容が認定対象住戸全体に及ばない場合(変更の内容が共用部分のみに及ぶ場合を除く)は、この表に掲げる金額を当該認定対象住戸の総数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額)に当該変更の認定の内容が及ぶ認定住戸の数が乗じて得た額(その額がこの表に掲げる金額を超える場合は、この表に掲げる金額)とする。

○長期優良住宅法第5条第6項第4号から第6号までに掲げる事項のみの変更

2,300円

3. 建築確認の申出をする場合(長期優良住宅法第6条第2項の申出)
1. に加え建築基準法の確認申請手数料と同額  
(ただし、適合判定手数料は建築基準法の判定手数料に消費税を加算した金額)
4. 変更計画の認定申請(譲受人の決定)(長期優良住宅法第9条第1項又は第3項) 1,500円
5. 地位承継の承認申請(長期優良住宅法第10条) 1,500円
6. 各種証明書の発行申請 980円
7. 長期優良住宅法第18条第1項の規定による許可申請 160,000円